

## 大阪府議会議場等入場規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、議会の会議が開かれる議場及び委員会室（以下「議場等」という。）への入場に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議場等入場者）

第2条 議場等に入場しようとする者は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものを着用又は所持し、事務局職員に提示しなければならない。

（議場入場証及び許可証）

第3条 別表第3項及び第4項に規定する議場入場証及び許可証は、別表区分に応じて年度毎に交付する。

2 議場入場証及び許可証の通用期限は、交付の日から当該年度末日までとし、通用期限を過ぎたものは返却しなければならない。

3 議場入場証又は許可証を破損し、又は紛失したときは、申し出に基づき、再交付するものとする。

4 議場入場証は、別記様式のとおりとする。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、議場等への入場に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

項	区 分	着用又は所持するもの
1	議員	大阪府議会議員き章規程に基づくき章
2	事務局職員	大阪府議会事務局職員き章規程に基づくき章 又は議長が指定する名札
3	地方自治法又は大阪府議会委員会 条例に基づき出席を求められた説 明者及び府の職員のうち連絡用務 を行う者	議場に入場しようとする者にあつては議場入 場証、委員会室に入場しようとする者にあつ ては議場入場証又は府が定めるき章若しくは 名札
4	大阪府政記者会加盟社の記者	議長が指定する許可証及び自社腕章
5	議会広報に従事する者及び速記者	議長が指定する腕章又は名札
6	その他議長が許可する者	議長が指定する名札

別記様式（第3条関係）

様式第1号

(表)

No. ____	大阪府議会
<b>議場入場証</b>	
(議案説明者)	
通用 期限	<u>令和 年度末日まで</u>
大阪府議会事務局	

(裏)

<b>遵守事項</b>	
1	議場に入場しようとするときは、必ず本証を 守衛又は係員に提示の上入場してください。
2	議場においては、係員の指示に従ってくださ い。
3	本証を破損し、又は紛失したときは、速やか に届け出てください。
4	通用期限が過ぎたときは、速やかに議会事務 局議事課へ返還してください。

様式第2号

(表)

No. ____	大阪府議会
<b>議場入場証</b>	
(連絡者)	
通用 期限	<u>令和 年度末日まで</u>
大阪府議会事務局	

(裏)

<b>遵守事項</b>	
1	議場に入場しようとするときは、必ず本証を 守衛又は係員に提示の上入場してください。
2	議場においては、係員の指示に従ってくださ い。
3	本証を破損し、又は紛失したときは、速やか に届け出てください。
4	通用期限が過ぎたときは、速やかに議会事務 局議事課へ返還してください。

(台紙)

台紙の寸法は、縦6.2センチメートル、横8.7センチメートルとする。

(ケース及びき章)

- 1 様式第1号及び様式第2号には、次のケース及びき章を使用するものとする。
- 2 ケースの寸法は、縦7.0センチメートル、横10.0センチメートルとする。
- 3 き章の寸法は、径1.3センチメートル、厚0.1センチメートル、色は、外部は金  
色、内部は水色とする。

